

第 127 号

Björk

—ビョルク(白樺)—



第32回夏至祭・リースの行進 12時15分レクサンド記念公園をスウェーデン公園に向けて出発(提供:当別町・6月21日撮影)

北欧5か国における家族政策の相違 ～脱商品化、脱家族化を用いた家族政策分析の試み～

東洋大学国際地域学部 教授 藪長 千乃 2

「分岐点—“ダーラ・グラフィック”はゆく」&ミッドサマー・コンサート 8

第32回 夏至祭 9

ご支援ありがとうございました ～理事会・評議員会報告～ 11

一般財団法人スウェーデン交流センター (理事長 村松 宏一)

〒061-3777 北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ・ビレッジ2丁目3番1

TEL 0133-26-2360 FAX 0133-26-2992

<http://www.swedishcenter.or.jp/> e-mail : info@swedishcenter.or.jp

北欧5か国における家族政策の相違

～脱商品化、脱家族化を用いた家族政策分析への試論～

東洋大学国際地域学部 教授

やぶなが ちの
藪長 千乃

母の日レポート 2015

1位ノルウェー、2位フィンランド、3位アイスランド、4位デンマーク、5位スウェーデン。2015年「お母さんにやさしい国ランキング」の順位である。国際NGOセーブ・ザ・チルドレンは、毎年、母の日に合わせて発行する「母の日レポート State of the World's Mothers」を発行している。そこで発表される「お母さんにやさしい国ランキング」(母親指標 Mother's Index)は、国際機関が発表する世界ランキングの例にもれず、日本国内でも各種のメディアで報道される。2015年のレポートでは、179か国がこのランキングの対象となった。日本は32位であった。(表1)

表1 母親指標ランキング(2015年)抜粋

	妊産婦死亡率 (9C一人当たり妊産婦数)	5歳未満の乳児死亡率 (1000児あたり死亡率)	公教育就学 予測年数	一人当たり 国民所得 (米ドル)	女性国会 議員比率	母親指標 ランキング
ノルウェー	14,900	2.8	17.5	102,610	39.6%	1
フィンランド	15,100	2.6	17.1	48,420	42.5%	2
アイスランド	11,500	2.1	19	46,400	41.3%	3
デンマーク	12,000	3.5	18.7	61,680	38.0%	4
スウェーデン	13,600	3	15.8	61,760	43.6%	5
先進工業国家	9,750	4	16	42,395	28.0%	19
日本	12,100	2.9	15.3	46,330	11.6%	32

出所: Save the Children, The Urban Disadvantage, State of the World's Mothers 2015, Save the Children Federation, Inc., 2015から筆者作成。ランキングの対象は、2014年現在10万人以上の人口を有する国。指標の欠損がある場合はランキングから除かれている。ランキング対象となった国は全部で179か国である。

この母親指標は、母と子の健康(妊産婦死亡率、乳幼児死亡率)、教育(公教育年数)、経済(一人当たり国民所得)、政治(女性国会議員比率)の状態を総合的に判断して評価される。ノルウェーが一位となった理由は、経済的豊かさに負うところが最も大きい、母と子の健康が高い水準で確保されていることも評価された。

北欧諸国の同質性とバラエティ

この母親指標ランキングに代表されるように、北欧諸国には、高福祉、子どもや高齢者、障害者や女性にやさしい国ぐにというイメージが長い間定着してきた。その背景の一つに、家族政策等に対する公的支出の割合が高いことがあげられる。OECD(経済協力開発機構)のデータでは、家族政策に対する公的支出の対GDP比は、日本が1.74%であるのに対して北欧諸国は3.2%~4.05%と倍近い水準になっている(OECD平均2.55%)。また、教育に対する公的支出も3.1%に対して5.6~7.0%と同様である(同4.6%)。保育・幼児教育では日本0.4%に対して1.1%~2.0%であり3~5倍に相当する(同0.8%)。

さらに、この家族政策に関する公的支出については、北欧では現物給付を中心としていることが特徴的である。福祉政策の実施は、金銭給付の形で実施すると、個人の選択の自由を保障できるが、給付目的の達成は不確実になる。なかでも租税支出(扶養控除などの税の軽減措置。実質的には特定の対象者に対して給付の機能を果たすためこう呼ばれる。)は、独立した給付の形をとらないため、見えづらく当初の目的の達成に寄与されたかを把握するのは困難である。一方、現物給付は効率的に実施することが難しいが、ニーズの充足にあてられる確実さが高いので、給付の目的を達成しやすく、税の使途に対する市民の納得も得やすい。この現物給付に関する家族政策関係公的支出(対GDP比)は、北欧諸国がOECD33か国の中で1位から5位と上位を独占している。一方、租税支出は最低レベルに近く、日本と対象的である。(表2)

表2 インノチェンティ・レポート、家族・教育関係公的支出対GDP比の各国比較順位

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
公的家族政策支出対GDP比	2	11	8	12	6	25
うち現物給付	1	5	2	4	3	27
うち金銭給付	11	13	17	16	15	24
うち租税支出	26	29	27	20	28	31
教育関係公的支出対GDP比	1	6	3	4	5	39
保育・幼児教育公的支出対GDP比	1	7	2	5	3	29

出所: Unicef, Child Poverty in perspective: An overview of child well-being in rich countries(2007), Unicef, The child care transition: A league table of early childhood education and care in economically advanced countries(2007), OECD Family Database(www.oecd.org/els/social/family/database) から、筆者作成

このような北欧諸国の家族政策の特徴は、たびたび国際比較による類型化が試みられてきた。比較福祉国家研究において近年最も影響を与えたエスピン・アンデルセンは、資本主義福祉国家の三つのレジームのメルクマールとして、脱商品化指標と階層化指標を用いた。さらにその後の論考で、家族のケア負担(福祉生産)の軽減度合いを表す脱家族化指標を設定した。これらの指標を用いて各国を分類すると、保守主義レジームに分類される国ぐにの多くが家族主義に分類され、自由主義レジーム諸国、社会民主主義レジームの北欧諸国が非家族主義に分類された。

これに対して、ジェンダーの視点から家族政策を男性稼得者モデル(=伝統的家族モデル)と、個人モデルに分ける見方もある(セインズベリ)。男性稼得者モデルは、伝統的な結婚・性別役割分業を支持する。これに対して個人モデルは、育児・家事を比較的平等に分担し、社会保障給付が個人に支払われる。また、コルビは、男女の労働分担を支える制度的特徴で分類を試み、家族サポートモデルと共働きモデル、市場志向モデルを提示した。非課税の児童手当や家族の所得控除が特徴的な家族サポートモデルは、男性の稼ぎ主としての地位を強化する傾向がある。共働きモデルは、公的保育・育児保障、親休暇(育児休業)への給付、公的介護保障が特徴的である。市場志向モデルは、家族のための諸制度は未発達で、市場が無秩序に男女の役割分担を決める。一方、ゴータエは、政府と個人の関係性に着目しながら、家族政策を歴史的に分析し、4つに類型化した。伝統的家族主義モデルでは、政府はある程度の支援を有子家庭へ行うが、支援の主な担い手は家族自身や非営利団体である。家族制度・保育制度の整備状況は中程度であり、そのために女性が仕事と家庭を両立させることが難しい。ジェンダー平等モデルでは、男女がともに稼得者であり育児を担当する。政府は夫婦がともに有償労働に就くことをサポートし、結婚・離婚・養子縁組に対して自由・寛容である。家族主義=出産奨励モデルでは、出産手当・保育制度を重視し、ワークライフバランスを尊重しながら出生率上昇を目指す。したがって、手厚い出産奨励金や子ども手当が制度化される。家族主義=非介入モデルでは、家族への支援は選別的である。政府は女性が家庭へ入ることを支援するわけではないが、女性の労働市場参入にも限定的な支援しかししないため、家族福祉の自助観が強い。(表3参照)

いずれにせよ、北欧諸国の家族政策が、伝統的な家族の結びつきを政府が維持・強化しようとする家族主義の対極に位置付けられることに異論はないだろう。北欧諸国では、生活保障の単位を個人とすることを原則として、生活上の様々なニーズを満たす環境を国家主導で整備してきた。政策形成においては、長期的な政策効果を見据えながらも、時代に伴う環境変化に素早く柔軟に対応してきた。家族政策、

次世代育成政策、ジェンダー関連政策はその典型例である。家族のあり方は多様になったが、出生率や人口増加予測、国際機関等が発表する世界ランキングなどをみる限り、20世紀を中心とした産業構造の転換の中で、これらの政策は先進資本主義国家において比較的成功してきたといえるだろう。

表3 家族政策の各国比較分類

分類者	伝統的家族観志向	個人・自由・平等主義志向
エスピー・アンデルセン	家族主義：保守主義諸国 (オーストリア、ドイツ、イタリア、日本)	非家族主義：自由主義、社会主義諸国 (オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、イギリス、北欧)
セインズベリ	男性権者モデル 伝統的結婚・性別役割分業 (アメリカ、オーストラリア)	個人モデル 育児・家事の比較的平等な分担 (スウェーデン、フィンランド)
コルピ	家族サポートモデル 男性権者強化 (ドイツ、フランス)	市場志向モデル 市場が無秩序に男女の役割分業決定 (アメリカ、オーストラリア)
ローティエ	伝統的家族モデル (ドイツ)	共働きモデル 公的保育・育児保障、公的介護保障 (スウェーデン、フィンランド)
	家族主義＝出稼奨励モデル (フランス)	家族主義＝非介入モデル (イギリス、アメリカ)
		ジェンダー平等モデル (スウェーデン、デンマーク)

出所：藤原千代「福祉国家と次世代育成政策：フィンランドにおける子ども・家庭への政策対応」『文京学院大学人間学紀要』第9巻、2009年

しかし、手厚い福祉国家というステレオタイプなイメージを持って北欧諸国を歩けば、それが先入観であったことにも気づかされる。5か国と3つの自治領（グリーンランド、フェロー諸島、オーランド諸島）には、自然環境や言語・文化の豊かなバラエティと複雑で異なる歴史的背景があることが見てくる。歴史や文化、社会経済的文脈は、その社会で中心的な家族観に本質的な影響を与えるはずである。北欧諸国は、本当に同質性の高い国々にならぬだろうか。違ふとすれば、どのように異なるのか。このような疑問に答えてくれる文献は多くない。そこで、本稿は、国際比較の中で同質性が強調される北欧諸国のバラエティの側面の一つを、家族政策とその実施方法に着目して明確にし、その説明を試みたい。

ジェンダーと子ども政策の北欧モデル

2011年に北欧閣僚理事会から出版された『北欧諸国の親休暇、保育、ジェンダー平等 Parental leave, childcare and gender equality in the Nordic countries』は、2010年代までの産前・産後休暇や保育制度について5か国横断的な分析を試みた文献である。歴史的概観から比較的新しい情報までを網羅し、乳幼児期の家族を支える政策について全体像を把握することができる貴重な資料である。その冒頭には、男女ともに高い労働参加率、高度なジェンダー平等/機会均等の達成度、ハイレベルの保育と幼児教育への社会的投資を通じて、「仕事」、「ジェンダー平等・機会均等」、「子どもの利益」の三者のバランスを模索してきた。これが北欧モデルであると述べられている。

では、どのような制度があれば、仕事とジェンダー平等、子どもの利益の三者のバランスを追求できるのであろうか。まず、仕事を続け、収入を確保するためには出産・育児のために仕事を辞める必要がなく、生活費にも困らない環境が必要である。つまり、妊娠・出産に悪影響を及ぼすことがない労働環境が整備され、出産・育児のために一時的に仕事を休むことが可能であり、休暇中の生活費が保障されることが必要である。仕事を辞めることによるキャリアの中断は、その後の労働生活に影響し、収入、キャリア形成、さらに老後の社会保障にも不利になることが多い。したがって、キャリアを中断しなくてもすむような、休暇後に元の職場またはそれと同等な職場に復帰し、休暇期間中の社会保障の拠出が補てんされるような環境整備が必要になる。さらにこれらの休暇に伴う環境がジェンダーによって偏りが出ないような工夫も必要である。つまり、妊娠・出産に伴う労働上の母性保護制度、必要な育児のための休暇取得制度、妊娠・出産・育児に伴う休暇中の給付金の支給、これらがキャリア形成や老後の社会保障に不利にならない

ように配慮され、かつ、ジェンダー平等の達成を可能にするように設計されている事が必要である。

しかし、このような休暇制度が十分に整備されていたとしても、ハードルは残されている。休暇中の給付金の支給期間には一定の限度があり、また給付金の額は以前の給与額が全て支給されることは少ない。昇給や手当金の加算も中断する。キャリアの中断が長いほど職場復帰したときの環境変化についていくことが難しくなる。子どもにとっても、家庭外の社会環境に接触し順応していくための環境が、心身のバランスの取れた成長と発達のために必要である。そして政府の財源にも限りがある。したがって、乳児期の育児に一時的に専念した後は、親も仕事へ復帰せざるを得ない。そこで、親が仕事に復帰した後に、仕事で子どもの育ちを保障してくれる、つまり預けられる環境が用意されていることも必要である。ただし、子どもの利益の視点から見れば、預けられる場所は、健やかな成長と発達を促すことのできる環境であり、かつ、親の子育てへの参加を十分に確保できるように配慮されていることが必要である。

北欧諸国ではいったいどのようにして、こうしたニーズのバランスをとりながら、最適解を追求しているのだろうか。以下、出産・育児に関する休暇制度と、子どもの社会的保育環境について、前述の北欧理事会の文献を参考にしながら北欧5か国の状況を概観しよう。

出産・育児に関する休暇制度

母性保護に関する就労上の配慮は、ノルウェーで1890年代に制度化されたのをはじめ、20世紀初頭から前半に法制化されていった。産前・産後休暇は戦後に、さらに親休暇、父親休暇が1970年代から80年代にかけて整備されていった。(表4参照) こうした休暇制度の整備によって、親たちが出産・育児のために仕事を辞めることなく、休暇後に元の仕事に復帰し、キャリアを継続するための条件の一つが整備された。

表4 出産・育児に関する休暇制度の導入年

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
母性保護制度	1901	1917	1946	1892	1900
母親休暇	1960	1964	1946	1956	1955
父親休暇	1984	1978	1998	1977	1980
親休暇	1984	1985	1981	1978	1974
父親クオータ (パパの月)	1997-2002	2003-2012	2001	1993	1995

出所：Ann-Zofie Duvander and Johanna Lammi-Taskula, Parental Leave, in Nordic Council of Ministers, Parental leave, childcare and gender equality in the Nordic countries, TemaNord 2011:562, p.34

しかし、休暇制度が整備され、仕事と子育てが両立可能な条件が整備されても、その間無給や定額の給付しか受給できなかったり、支給される手当金がカバーする割合(所得代替率)が低かったりする場合は、両親のうち高い方の給与を維持し、低い方が休暇をとって育児に専念しようとするインセンティブが働く。すると給与の安い方のジェンダーに休暇取得が偏り、それが性別役割分業を固定化していくことになる。さらに、産前産後の休暇を取得した母親は、すでに一定の長期休暇に入っているため、そのまま親休暇に入りやすい。したがって、こうした休暇制度は女性の就業維持は促進しても、子育ての負担を女性に集中させるため、女性はキャリアアップに消極的になったり、仕事と家事・育児の過重負担が生じたりしてしまう。こうした点がジェンダー平等の視点から批判されてきた。けれども、休暇中に手当を受け取れる期間が両親間で割り当てられていれば、休暇の取得の偏りを修正することができる。そこで、次に2010年度における親休暇の手当給付期間中の所得代替率と期間、給付内容、ジェンダー間での割り当て(クオータ)が各国でどのように規定されているのかをみてみよう。

母親休暇を除いて、親休暇及びクオータ期間中に給付

される手当は報酬比例で、その所得代替率は、ノルウェー、デンマークで高く、アイスランド、フィンランドが相対的に低い。フィンランドでは母親休暇期間中には90%までの給付があるが、産前産後休暇を終えた親休暇等の期間中は70-75%の給付レベルにとどまっている。なお、失業者や学生など休暇前に一定の報酬を得ていなかった親は、休暇前の所得や就労の有無にかかわらず最低給付水準の親休暇手当を受給できる。これは親の就労、収入にかかわらず胎児や出産直後の子どもの健やかな成長環境を保障することを目指している。この最低給付額は、デンマークを除いて1か月あたり400から600ユーロ前後である。デンマークは他の4か国に比べて倍以上の給付水準を設定している。子どもの利益の確保という観点から見て、高く評価できるだろう。(表5参照)

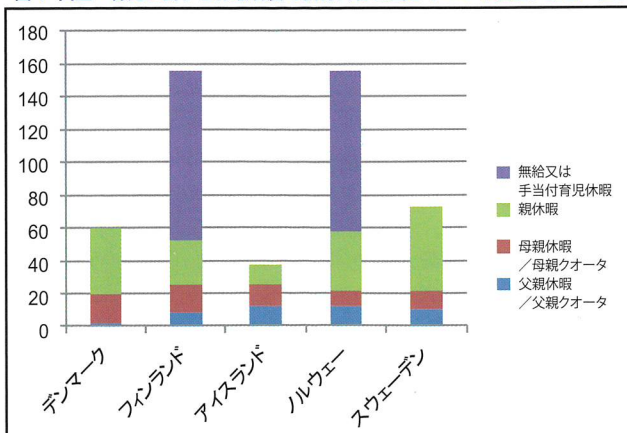
表5 休暇中に支給される手当金の従前代替率と最低給付額及び上限額 (2010年)

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
母親休暇 (出産休暇)	90%	70-90%	75-80%	80-100%	80%
父親休暇 (母親休暇と同時取得)	90%	70%	-	0%	80%
親休暇	90%	70-75%	75-80%	80-100%	80%
父親クォータ (パパの月)	90%	70-75%	75-80%	80-100%	80%
最低給付額 (ユーロ)	€ 1,092	€ 551	€ 383	€ 500	€ 604
最低給付額の対平均所得割合	26%	19%	16%	10%	19%
給付上限額 (ユーロ)	€ 2,036	-	€ 1,830	€ 4,053	€ 3,318

出所: Ann-Zofie Duvander and Johanna Lammi-Taskula, Parental Leave, in Nordic Council of Ministers, Parental leave, childcare and gender equality in the Nordic countries, TemaNord 2011:562, pp.44-45 から筆者作成

次に、休暇の長さやジェンダー間の割り当てをみてみよう。ジェンダーにかかわらず取得可能な親休暇(報酬比例の手当付き)は、デンマーク、スウェーデンで長い。両親間でのクォータは、デンマーク、フィンランドで母親に長く割り当てられ、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンは母親と父親の割り当て期間は均等である。また、フィンランドとノルウェーでは、無給又は手当付き育児休暇制度が全国的に整備されている。スウェーデンでは、無給期間に給付される手当は所得制限付きである。デンマークとアイスランドは、自治体レベルで在宅保育に対する給付制度が用意されている。(図1参照)

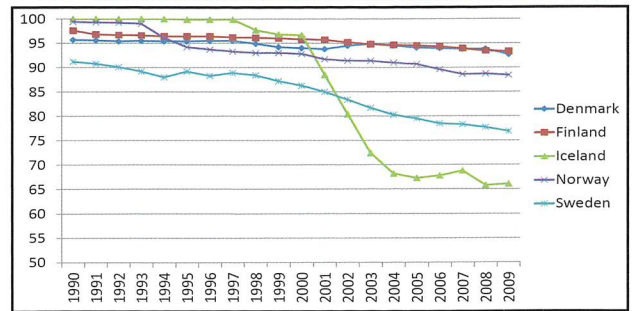
図1 出産・育児に関する休暇制度の給付内容及び長さ (2010年現在、単位:週)



出所: Ann-Zofie Duvander and Johanna Lammi-Taskula, Parental Leave, in Nordic Council of Ministers, Parental leave, childcare and gender equality in the Nordic countries, TemaNord 2011:562, pp.35-36 から筆者作成

なかでも、アイスランドでは、休暇期間を3か月ずつ母親、父親、両親のいずれかに割り当てるジェンダー中立的な制度(3+3+3モデル)を構築している。当初母親3か月父親1か月でスタートし、その後父親部分を拡張し、2003年までに両親とも3か月とした。その結果、休暇の取得状況が大きく変わった。ジェンダー平等が比較的高いレベルで達成されていると言われる北欧諸国でも、休暇取得は圧倒的に母親に偏ってきた。しかし、3+3+3モデルの導入以降、アイスランドでの休暇取得日数に占める母親の割合は2/3まで下がった。(図2参照)

図2 親休暇等の取得日数に占める母親の取得割合 (1990~2009年)

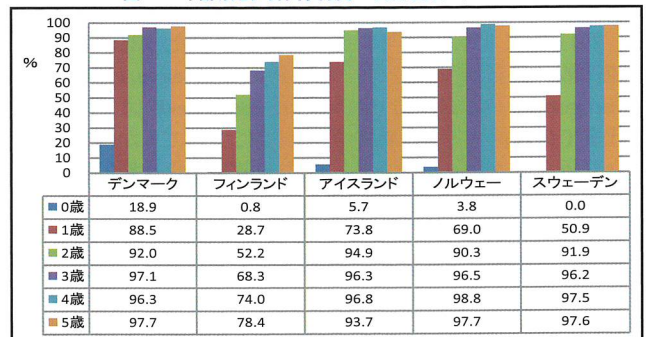


出所: Ann-Zofie Duvander and Johanna Lammi-Taskula, Comparing leave systems in the Nordic Countries, http://www.leaveinstitute.org/fileadmin/Leavenews/Seminars2011/2011_Lammi_Taskula_Duvander.pdf

保育サービスとその利用

北欧諸国で公的保育サービスが大きく発達を遂げたのは、1960年代から70年代にかけてである。女性の労働市場への進出に伴い、1964年にはデンマークで、1973年にはフィンランド、アイスランド、スウェーデンで、1975年にはノルウェーで、保育サービスが法定化された。なかでも、デンマーク、スウェーデンでは、保育施設でのサービス提供が発達し、1980年代半ばには、0-2歳児の20%弱、3-6歳児の30-40%が保育所での保育サービスを利用するようになった。一方、アイスランド、ノルウェーでは短時間保育は進んだものの、フルタイムでの保育サービスも家庭的保育(保育ママ制度)もそれほど進まず、乳児では10%未満、幼児で10-20%程度の利用であった。しかし現在では、ほとんどの子どもが公的保育制度を利用するようになった。0-5歳児の利用割合は、最も低いフィンランドでも53.9%、最も高いスウェーデンでは94.5%に上る。3歳児以上に限ると、フィンランドを除けば95%を超えている。(図3参照)

図3 年齢別公的保育制度の利用割合 (2012年)



出所: Nordic countries in figures 2014, p.15 より筆者作成

保育サービスが十分に、しかも支払可能な費用で利用できることが、このような高い利用率を達成する背景にある。アイスランドを除いて、保育サービスへの費用負担は全国的な基準の範囲内で定められる。表6のとおり、保育料は、所得比例で算定され、可処分所得に占める割合は1割に満たない。さらに、負担上限が設定される。子どものいる若い親たちが無理のない範囲で負担することのできる額といえるだろう。(表6)

表6 保育サービスにかかる費用負担ルール (2008年)

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
規定を所管する政府レベル	中央政府	中央政府	地方政府	中央政府	中央政府
保育料の算定根拠	所得比例	所得比例	自治体が独自に設定	定額(上限設定)、所得比例	所得比例
保育料負担上限(月)	予算の30%、平均€226-365	€ 233	実費	€ 269	€ 130
可処分所得に占める割合	9.4%/5.8%	8.0%	-	4.7%	4.5%
きょうだい児の減額	あり	あり	自治体による	あり	なし
運営費に対する自己負担割合	20%	11%	16%	20%	10%

出所: Guðný Björk Eydal and Tine Rostgaard, Day-care schemes and cash-for-care at home, in Nordic Council of Ministers, Parental leave, childcare and gender equality in the Nordic countries, TemaNord 2011:562, p.78 から筆者作成

また、待機児童の問題は、北欧でも大都市特有の課題となっていた。しかし、これも1990年代から2000年代に

かけて改善されている。フィンランド、スウェーデン、ノルウェーでは、子どもの保育サービスを利用する権利が法定化され、スウェーデン、ノルウェー、アイスランドでは待機児童に対する自治体のサービス保障が義務化されている。

在宅保育手当：選択の自由と親に育てられる／子育てをする権利の保障

ところで、子どもには親の世話を受け、そして親には子どもの世話をする権利がある。子どもの利益だけでなく、親が自宅で自ら子どもの保育をする権利が保障されているか、という点から保育サービスを考えた場合、自宅で保育をする選択肢があり、その権利が保障されているかどうかから評価することができる。現在ではすべての北欧諸国で自宅保育への金銭給付 cash-for-care 制度が整備されている。保育サービスの利用率の低いフィンランドでは、最も早い1985年に在宅保育補助制度を導入した。フィンランドでは、1960年代から保育に関する議論の中で母親が子育てをする権利が強調され、在宅保育の選択肢が要求されてきたこと、さらに人口密度の低い地方部では保育サービスの利用に大きな地理的制約があったことなどが早期導入の背景にあった。デンマーク、スウェーデンでもこれに続いて1990年代に金銭給付制度が導入された。しかし、安価なサービス保障手段として導入されたことは否めず、権利保障の理念からは本質的に異なったまま廃止に至った。1998年に導入したノルウェーでは、選択肢の提供と、自宅で育児をする家庭と保育サービス利用家庭との間の公共サービスの受益格差を小さくし、平等をできるだけ実現することが主な目的であった。2000年代に入ると、デンマーク、スウェーデンで再び自宅保育への金銭給付（在宅保育手当）が自治体レベルで実施されるようになり、在宅保育の保障が再び制度化された（ただし、デンマークでは雇用者のみの運用である）。アイスランドでは全国制度はないが、レイキャヴィク市等自治体レベルで導入されている。

在宅保育手当金は、親休暇期間終了後子どもが3歳（スウェーデンでは2歳）になるまで支給される。ノルウェーを除いては、親だけでなく、同居していない祖父母や友人・隣人など家族以外が保育を担当した場合にも手当を受給できる。ノルウェーでは、家族の時間の確保を制度の実現目標の一つとしているため、家族以外の給付を認めていない。

在宅保育手当制度については、選択の自由と、制度間の公平性、家族の権利との間のどれを重視するかというバランスによって各国の制度設計は異なる（表7参照）。

表7 在宅保育手当金制度（2009年現在）

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
全国制度	あり	あり	なし	あり	あり
導入年	2002	1985	(2005)	1998	2008
財政責任	中央政府	中央政府	中央政府	中央政府	中央政府
実施	地方政府	中央・地方政府	地方政府	中央政府	地方政府
主なねらい	選択の自由	選択の自由と、ケア形態間の平等	平等	選択、平等、家族の時間の確保	選択の自由
対象児の年齢	1-3歳	1-3歳	250日-3歳	6か月-3歳	6/9月-2歳
部分保育との組み合わせ	不可	可	可	不可	不可
家族以外による保育への給付	可	可	可	不可	可
所得調査の有無	無	無	有	有	無
手当金の額（月額）	DKK7,033	€314,28	ISK15,000	NOK3,303	SEK3,000
手当金による所得代替率	24.8%*	10.8%	12.0%**	9.4%	10.7%

出所：Guðný Björk Eydal and Tine Rostgaard, Day-care schemes and cash-for-care at home, in Nordic Council of Ministers, Parental leave, childcare and gender equality in the Nordic countries, TemaNord 2011:362, pp.90-94から筆者作成

注 *コペンハーゲン市、**レイキャヴィク市

デンマークでは、在宅保育手当金額が全国の平均所得の約25%に相当し、子ども手当を加えれば無給期間中の代替収入として大きな意味をもつ額となる。一方、他の4か国では所得代替率は10%程度である。とはいえ、若い親たちにとっては貴重な収入源である。

政策の実手法とその効果

以上、北欧諸国における出産・育児休暇制度と保育サービスの提供について概観した。それでは、北欧5か国の個性を把握し、そのバラエティの説明を試みることにしたい。

本稿では、出産・育児を取り巻く制度を取り上げ、その実施方法（手段）に着目して、5か国を特徴付けていく。というのは、例えば育児休業制度は、働く親が仕事をやめることなく子どものケアに一時的に専念し、その後の育成環境を確保するための制度であるが、休業期間中の給付の条件や内容によって、あるいは育児休業に代わるケア・サービスの充足度合いによって、利用状況は変わる。一方、長期の育児休業は、休業取得者のキャリア形成、生涯獲得賃金、あるいは家庭内での家事労働の分担とその定着等に影響を及ぼす。したがって、こうした制度の違いに着目して分析することによって、その帰結を予測するとともに、背後にある社会理念を読み取ることができると考えるからである。

そこで、実施手段としての給付形態（現物給付か金銭給付か）の分析を試みる。現物給付は、一般にモノやサービスの形で利用者が必要としているものを給付する。直接必要を充足するという点では効果的である。しかし、受給者は、現物給付ではモノやサービスを選択できないため、現物給付の回避を志向する。そこで金銭を入手するために有償労働へのインセンティブが働くことになる。一方、金銭給付では、モノやサービスの選択、使用は受給者本人に任せられる。この場合、働かなくても自分で好みの生活を維持することができるため、労働へのインセンティブは減退する。

給付形態が及ぼす効果

では、このような現物給付と金銭給付の特性は、福祉国家をどのように方向づけるのであろうか。次にこの二つの給付形態のもたらす副次的効果について、脱商品化及び脱家族化の二つの概念を用いて検討していこう。この二つの概念は、前述のとおりG. エスピン＝アンデルセンの先進工業諸国の福祉レジーム分類で用いられた。

脱商品化について、エスピン＝アンデルセンは、個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に認められた一定水準を維持することがどれだけできるのか、その程度を意味すると説明している。つまり、有償労働につかなくても（自らを労働力として商品化しなくても）生活を維持できる程度であるといえる。病気やけが、加齢などの生活リスクに直面したときに、労働によって得られる収入がなくても十分生活できる社会環境は、自分を商品化する必要性が低い「脱」商品化が進んだ状態である。

一方、脱家族化は、福祉国家または市場の働きを通じて、福祉や介護に関する家庭の責任がどの程度まで緩和されるか、その程度を意味する。つまり、個人の生活保障が家族に委ねられている程度である。パーソンズは、近代社会においては、経済・生殖機能は家族固有の機能とは言えないようになったと指摘し、家族本来の機能を子どもの一時的な社会化、成人のパーソナリティの安定化に限定にした。これを踏まえて脱家族化の程度を考えれば、社会化機能や情緒安定機能などは家族にしかできない固有の機能である。これらを除いたそのほかの機能、つまり物質的充足や高齢者・子どもの世話（ケア）が社会によって保障（供給）されていれば、「脱」家族化が進んだ状態といえる。

二つのモデルケースを考えてみよう。子どものいる家族は、収入を確保しながら子どものケアをしなくてはならない。そこで、親の少なくとも一人が出産とケアに専念できるよう、出産休暇や育児休業（親休暇等）制度が整備されてきた。しかし、出産・育児のための出費の増加が見込まれるにも

かわらず、一方の親が休暇に入ることによって所得が低下すれば、生活が苦しくなる。そのため、親たちは子どもをあきらめるか、苦しい生活の中で子育てをするか、産後すぐに仕事に復帰するか、いずれかを選択しなければならない。そのときに、従前の収入をカバーする手当金が支給され、休暇後の仕事への復帰が保障されれば、親たちは自分を商品化する必要が低くなり、特に理由がない限り一時的にケアに専念するだろう。休暇と手当金の利用が広がれば脱商品化は進む。では、脱家族化についてはどうか。休暇制度だけであれば、子どものケアは家族が自前で確保するしかない。休暇は仕事への復帰を保障することによって、脱家族化の進展に寄与するとしても、自前でケアを確保する必要があるから、脱家族化はそれほど進むことにはならないだろう。

では、所得の代替保障がある育児休暇の代わりに、ケアの現物給付が用意されていたらどうなるだろうか。保育施設などにおける保育サービスの提供が十分にあり、その質が高ければ、家族はケアをする必要がなくなる。所得の代替保障がないため、仕事に復帰するインセンティブが働き脱商品化には逆行するが、自分で家族のケアをする必要性が低い「脱」家族化が進む。

このような脱商品化と脱家族化のトレード・オフに近い関係の成立には条件がある。この二つのモデルケースは、それぞれ十分な所得の代替保障のある休暇制度と、質の高い保育サービスのいずれかが整ったケースである。しかし、たとえば休暇制度が整備されていても、実際に休暇取得によって職を失うおそれがあれば、休暇をとらないようにするか、職をあきらめるかしかない。どちらであっても脱商品化は進まない。反対に、子どものケアを第三者に委託するための費用を稼がなければならないので、有償労働へのインセンティブ、すなわち商品化が進むことになるか、または仕事をあきらめて育児に専念することで家族化が強化されることになる。また、もし保育サービスの質が低ければ、預けずに自分で子どものケアに専念しようとする親もいるから、脱家族化は進まない。とはいえ、脱商品化が進むわけでもない。収入が減るため有償労働へのインセンティブが働き、商品化が進む。この場合、親の片方が有償労働を増やし収入を確保するしかないので、家庭内の役割分業が強化され、家族化が進むことになる。すなわち、休暇制度も保育サービスも十分な質を伴い、利用が実質的に保障されていることが、脱商品化と脱家族化を進めるカギになる。

とはいえ、金銭給付と現物給付という給付形態の違いが、脱商品化と脱家族化に影響を与えるとはいえそうである。つまり、手当など金銭で生活と子育てにかかる費用が給付されれば、親たちは休暇をとって自宅での育児を選択するようになるだろうし、サービスを給付すれば子どもを預けながら働く親が増えるだろうということである。

指標の設計

では、この「脱商品化」「脱家族化」という視点から、北欧5か国の出産・育児休暇制度と保育サービス政策のバラエティを考えてみたい。

まず、出産・育児休暇制度の脱商品化について考えよう。出産・育児休暇は脱商品化を目的とした制度である。エスピナー・アンデルセンは、脱商品化の決定要素を①社会給付へのアクセスルール、②従前所得の置換、③給付対象となる資格付与の範囲であるとした。つまり、出産・育児休暇制度による脱商品化の程度を表す指標は、①'取得対象者の普遍性、②'出産・育児休暇中の所得保障の水準、③'出産・育児休暇の取りやすさ(条件)と手当が支給される休暇取得可能期間の長さ、と考えることができる。

つぎに脱家族化を目的とした制度である保育サービスについて考える。脱家族化については、エスピナー・アンデルセンがその後の議論で、福祉国家の家族主義への影響力、市場の家族主義への影響、家庭内の家族主義の変化について説明している。まず、①福祉国家による脱家族化は、a. サービス活動の量、b. 子どものいる家庭への金銭給付、c. サービス普及の程度で決定される。また、②家庭内の脱家族化を示す指標として、a. 家庭内の無償労働の大きさ(家族のケアに費やされる時間)とb. その必然性の度合い(高齢の親と子、親と失業中の成人した子の同居割合)をあげている。さらに、③市場が脱家族化に貢献する程度を表す指標として、a. 家庭内の無償労働にかかるコスト(ケアの市場価格)をあげている。そこで、①'利用対象者の普遍性と保育サービス利用の程度、②'親が子どものケアに充てる時間、③'保育サービス利用対象期間中の親の就業状態、から算出する。それでは、これらの脱商品化、脱家族化の度合いを基に、指標を整理し、北欧5か国のバラエティを明確にしていこう。

①出産・育児休暇の脱商品化指標

出産・育児休暇とその間の所得保障の対象者はどのように規定されているのだろうか。対象者の普遍性はミーンズ・テスト(資力調査。所得及び資産調査による対象者の限定)による選別の有無で判断できる。出産・育児休暇と休暇中に支払われる手当金は最低給付額が設定され、それまでの保険料の拠出額が小さくても一定の手当金が支払われるから、対象者の選別はほとんど行われていないといえる。そこで、対象者の普遍性は、各国の評価に影響を与えないため指標から除く。次に、手当付きの休暇中の所得保障の水準である。表5でみたように、従前所得の70%から100%が手当金として支給される。所得に応じて給付割合に幅があるが、普通の生活を維持できるかという点でみれば最も所得が低い場合の給付率が重要である。そこで、給付率に幅がある場合は上限率を採用する。これに、給付を受けられる期間を反映させ、給付期間に給付率を乗じた従前所得の置換の程度と資格付与の範囲の両者が反映された指標を作成した。以上のとおり計算すると、休暇取得可能期間が長く、期間を通して80%の給付率を支給するスウェーデンが最も大きい。以下、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランドと続く。これをそのまま脱商品化指標とすることもできるが、親休暇後の無給の育児休業期間に在宅保育手当が支給される。この期間についても、一定の所得が確保できることから考慮に入れる必要があるだろう。また、親休暇中の手当の最低給付水準についても反映させる必要がある。そこで、在宅保育手当支給期間については対象期間と給付率を乗じて指標を算出した。さらに、親休暇の取得可能期間に最低給付水準の所得代替率(対平均所得割合)を乗じて最低給付水準による指標を算出した。これらの重みづけについては、さらに各指標の相関関係等を見る必要があるが、データ入手の限界から、ここでは単純に休暇と給付率から算出された親休暇指標、在宅保育手当指標、最低給付水準指標を合計したものを出産・育児休暇の脱商品化指標とする。指標が最も大きくなったのは、デンマークで、以下スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランドの順となった。(表8参照)

表8 出産・育児休暇制度の脱商品化度

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
親休暇指標	49.5	41.5	29.6	46.0	58.0
在宅保育手当指標	25.0	11.2	8.0	10.2	8.9
最低給付水準指標	14.3	9.9	5.8	4.8	13.8
脱商品化指標	88.8	62.6	43.6	61.0	80.7

出所：筆者作成。

②保育サービスの脱家族化指標

保育サービスの脱家族化指標は、利用対象者の普遍性、保育サービス利用の程度、保育サービス利用対象期間中の親の就業状態と親が子どものケアに充てる時間から算出する。まず、利用対象者の普遍性については、保育サービス利用者にミーンズ・テストは適用されないから、5か国とも同じ水準と考える。次に、保育サービス利用の程度については利用のフルタイム換算及び利用率を算出し、サービス利用指標とした。保育サービス利用対象となる期間中の親の就業状態は、就業率、就業状態、従事の状態から算出する。主に両親ともにフルタイムで就業中、いずれか一人がパート・タイム就業、無職（専業主婦（夫））の3つのパターンが考えられるが、その分布割合に、それぞれ脱家族化の度合いを1、0.5、0として、これらに乗じる。さらに、3歳以下の子どものいる家庭の母親の仕事への従事（従業）の状態について、従業、休業、無業（ケア専念）として分類し、その分布割合に、それぞれ脱家族化の度合いを従事1、休業0.5、失業・非労働力0として、これらに乗じる。このようにして算出した指数を平均し、就業状態指標とした。さらに、親が子どものケアに充てる時間は、子ども（年齢は問わない）のケアに充てる時間と、7歳未満の子どものいる母親のケア時間から算出し、ケア時間指標とした。それぞれデータの欠損部分は考慮に入れないこととして、以上の3つの指標から脱家族化指標を算出した（表9参照）。その結果、デンマークは、サービス利用が進み、親の就業が継続され、子どものケアにかかる時間も短く、5か国の中で最も脱家族化度の進んだ国となった。次いでアイスランド、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの順となった。

表9 保育サービスの脱家族化度

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
サービス利用指標	60.0	33.8	55.4	52.3	48.5
就業状態指標	53.3	38.8	-	-	57.9
ケア時間指標	62.5	53.1	-	39.6	44.8
脱家族化指標	58.6	41.9	55.4	45.9	50.4

出所：OECD Family Database (www.oecd.org/els/social/family/database) のデータに基づき、本文中の順番に沿って筆者作成。表中「-」はデータ欠損。

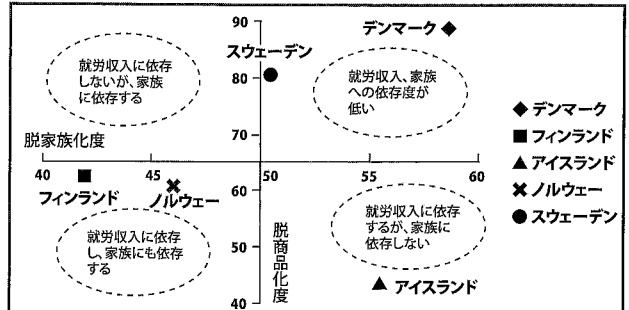
家族政策にかかる北欧諸国のバラエティ

では、これまでの議論を踏まえて、北欧諸国の家族政策の違いを説明していこう。まず、脱商品化と脱家族化の関係については、図4のとおり、商品化が進むほど生活は就労収入（労働所得）に依存する。家族化が進むほど生活は家族に依存する。北欧5か国のなかで、脱商品化が相対的に最も進んでいるデンマークは、子育て期に就労収入に依存しなくても生活を維持することが最も容易であるといえる。一方、最も脱商品化度の低いアイスランドでは、子育て期にあっても就労収入に依存して生活する傾向が最も強い。そこで、早期に家庭内での子育てから退出し、仕事に復帰する傾向が強いということになる。脱家族化についても、デンマークが5か国で最も進んでいる国となった。サービスの利用可能性が高く、子どものケアを家族に依存する傾向は弱い。これに対して最も脱家族化度が低いフィンランドでは子どものケアを家族に依存する傾向が強い。

国別にみれば、デンマークは、子育て期にある家族にとって、仕事とケアのバランスをとりながら、無理のない生活を続けることが北欧5か国で最も容易な国であるといえる。これに対して、フィンランドは、ケアを家族が担当するという伝統的な家族観が強く、保育サービスの利用が進まず、家族が休暇等を取得して子どものケアにあたる。その間の所得保障については、北欧の中で平均的である。アイスランドでは、脱家族化が進み保育サービスの利用は進んでいる。しかし、脱商品化は進んで

いないので休暇を取得すると所得が低下し家庭の経済水準が下がる。そこで、親たちはサービスを利用しながら仕事を続けることになる。ノルウェーでは、脱家族化はそれほど進まず家族が子どものケアを担当するが、その間の所得保障は平均的である。そして、スウェーデンでは、子どものケアの家族への依存度は平均的であるが、脱商品化が比較的進んでいるので、家族が子どものケアに専念しても所得は比較的安定する。

図4 脱商品化度・脱家族化度からみた北欧5か国における家族政策の多様性



出所：筆者作成

むすびにかえて

以上、家族政策の多様性についてみてきたが、これらは5か国間の相対的な評価にすぎない。冒頭で述べたように、北欧諸国の子どもと家族をとりまく社会経済環境は世界で最も高い水準にある。バラエティは、その中の小さな差にしかすぎない。とはいえ、2000年代以降、北欧で「脱福祉国家化」が急速に進んでいることも事実である。2000年代初頭、北欧諸国は、先進諸国の中で最も経済格差の小さな国ぐにであった。しかし、たとえばスウェーデンでは、その後の10年程度で先進諸国の中でも平均的な格差のある国となった。国民負担率（税と社会保険料が国民所得に占める割合）も、ヨーロッパでは比較的高いが、もっとも高い水準とはいえなくなった。政府が提示する社会保障や社会福祉に関する国際比較の統計資料では、G7参加国等が参照国として引き合いに出されるが、これにスウェーデンなど北欧の国も加えられることが多い。しかしこの数年、スウェーデンは負担率の高い国であっても、「最も高い国」ではなくなっている。市場経済のグローバル化以降、EUの拡大やBRICS諸国の台頭に代表される社会経済状況の変容に伴い、北欧諸国の家族政策も変化を迫られてきた。子どもにかかわる政策は聖域扱いはされることが多かったが、福祉・サービス縮減の流れの中で、今後も支出抑制のための工夫、見直しが要求されるだろう。この試論は、2010年ごろの北欧諸国のスナップショットであることを御理解いただければ幸いである。

藪長 千乃(やぶながちの)さん

東洋大学国際地域学部国際地域学科 教授

専攻：比較福祉政策、北欧の福祉国家、福祉行政、福祉政治、社会保障とジェンダー

主な経歴：

1993年 一橋大学社会学部卒

2000年 早稲田大学大学院社会科学研究所

博士課程単位取得退学

2003～13年 文京学院大学人間学部 専任講師、

助教授、准教授、教授を歴任

2013年～ 東洋大学 教授

著書：共著

『フィンランドの少子化政策』『少子化政策の国際比較』

中央法規出版、2010年

『社会保障制度の現代的課題』『社会保障』学文社、2011年

『世界の保育保障—幼保一体改革への示唆』

法律文化社、2012年

他

協賛展示
Dalagråfik på väg
点 - “ダーラ・グラフィック”はゆく」
2015年 6月21日(日)～9月30日(水)
スウェーデン交流センター ホンクホール
第32回夏至祭協賛展示
「分岐点 - “ダーラ・グラフィック”はゆく」
2015年 6月21日(日)～9月30日(水)
10:00～16:30 (火曜日休館/入場無料)
会場: SCFセンターホール (北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ)
主催: 一般財団法人スウェーデン交流センター
協力: レクサンド市、シリアン日本基金、レクサンド文化センター




自身の作品を前に語るヨセフィン・ヴェーデルさん



シャッシティン・ベリマンさんと作品(4点)



シリーズ作品を6点出展したロッタ・リンドベックさん

スウェーデン・ダーラナ地方ゆかりの作家たちによるグラフィックアート展が、当財団センターホールでスタートしました。第32回夏至祭での初日を前に、6月20日(土)にプレオープンイベントを行いました。

来日した作家のひとり、ヨセフィン・ヴェーデルさんは「ダーラナ地方は古くから版画が盛んで、今も多くのアーティストが様々な技法によってアートを生み出しています」と話し、制作に対する思いや自身の作品についての解説のほか、来場者からの質問にも丁寧に答えていました。

内覧後のコーヒータイムでは、作家に同行して来日した演奏家によるダーラナ地方の伝統曲の紹介もあり、アートと音楽の文化的なひとときを楽しめたと好評でした。アーティストたちは「日本の方々に作品をご紹介できて嬉しい。ぜひ多くの方に見ていただきたい」と話していました。

9月30日(水)まで開催中です。皆様のご来場をお待ちしております。(M)



ミッドサマー・コンサート

Midsummer concert

日時: 6月19日(金) 開場 18:45 開演 19:15
会場: ふれあい倉庫 (北海道石狩郡当別町)
主催: 一般財団法人スウェーデン交流センター

アート展「分岐点 - “ダーラ・グラフィック”はゆく」の関連企画として、スウェーデン伝統音楽演奏会を開催し、約50名のお客様にご来場いただきました。

レクサンド出身のパウラさん、ヨーアンさんのテストド姉弟に、SCF職員ルイスのニッケルハルパも加わって、夏至を祝う文化の盛んなダーラナ・シリアン湖地域の伝統音楽を中心に演奏。待ちわびた夏を迎える喜びや、花々が咲き誇る美しい季節への讃歌など、夏至にふさわしい爽やかなコンサートとなりました。予定時間を超えての熱演になりましたが、客席からは最後まで大きな拍手が起り、一足早い夏至をお楽しみいただきました。(M)



ルイス・ビュールンド
(ニッケルハルパ)



パウラ・テストド
(バイオリン)



ヨーアン・テストド
(ギター)



観客席には展覧会の出展作家たちも



息の合った3人の演奏が続きます

後援: スウェーデン大使館、当別町、当別・レクサンド都市交流協会、(公社)北海道国際交流・協力総合センター、(公財)札幌国際プラザ、北海道スウェーデン協会、株式会社トーモク

第32回 夏至祭

2015. 6. 21 Sun 10:00~15:00

レクサンド記念公園からマイストングに飾り付ける「ハートのリース」を運ぶ「リースの行進」には、今年6月初めに入籍したばかりの朝日さんご夫妻(北広島市在住)が公募で参加。何と新婦には行進のスタート時まで内緒だったというサプライズながら、沿道からの「おめでとう」の掛け声に笑顔で夏至祭会場のスウェーデン公園まで行進。会場に集まった大勢の来場者を前に、結婚証明書にサインをし、暖かい祝福を受けていました。マイストングには、白樺の「ハートのリース」の中に、二人の愛のあかしとして「ハートの花束」が飾られました。(T)



「ハートの花束」を掲げて「リースの行進」の先頭を歩く朝日さんご夫妻



マイストングの立ち上げは、スウェーデンヒルズの男性8名が担当



会場でバイオリンを弾く音楽隊の女性たち

← マイストングを囲んで、フォークダンスが始まります

創業1912年

魅力的な印刷物、心のこもった製品をお届けするために、
これからもお客様のニーズにお応えします。



NAKANISHI PRINTING CO., LTD.

中西印刷株式会社

〒007-0823 札幌市東区東雁来3条1丁目1番34号

TEL(011)781-7501 FAX(011)781-7516

<http://www.nakanishi-printing.co.jp/>



[業務内容]

美術、書道作品集・記念誌・町史・チラシ・ハガキ・
パンフレット・自費出版・インターネット事業・
各種イベント 他

ご支援ありがとうございました

～理事会・評議員会報告～

5月23日(土)に開催しました理事会と評議員会において前年度の決算と事業報告、今年度の予算と事業計画が承認されました。内容は次の通りです。

2014(平成26)年度事業報告

【理事会・評議員会の開催状況】

「理事会」

1. 第1回理事会
日時：平成26年5月24日(土)11:00～12:30
会場：札幌アスペンホテル
2. 第2回理事会
日時：平成26年11月27日(木)11:00～12:15
会場：北海道国際交流・協力センター特別会議室

「評議員会」

1. 定時評議員会
日時：平成26年5月24日(土)13:45～14:15
会場：札幌アスペンホテル

【継続事業(公益事業)】

1. 交流事業(継続事業1)

1) セミナー・講演会

(1) ワークショップ

「未来のために今 日本とスウェーデンが出来ることⅡ」
ゲスト：ラーシュ・ヴァリエ駐日スウェーデン大使
ファシリテーター：川崎一彦 東海大学名誉教授
日時：平成26年5月24日(土) 15:00～17:30
場所：札幌アスペンホテル 参加者：84名

(2) 交流会(参加費：一般 3,000円 学生 1,000円)

日時：平成26年5月24日(土) 18:00～19:30
場所：札幌アスペンホテル 2階「アスペンB」
ゲスト：ラーシュ・ヴァリエ駐日スウェーデン大使夫妻
参加者：72名

(3) セミナー、ワークショップ

スウェーデンから招聘したガラスアーティスト、アントニア・リンデルさん(ストックホルム在住)によるセミナーとワークショップの開催
滞在期間：平成26年9月2日～11月末(3ヶ月)

① セミナー

a. 西当別中学校

日時：平成26年10月16日(木) 9:00～11:00
場所：西当別中学校 美術教室
参加者：3年生2クラス(70名)

b. 北海道教育大学 岩見沢校

日時：平成26年10月23日(木) 14:45～16:00
場所：北海道教育大学 岩見沢校 教室
参加者：三浦准教授デザイン科の学生 57名

c. 東海大学 札幌キャンパス

日時：平成26年11月12日(水) 15:00～16:30
場所：東海大学 国際文化学部 デザイン教室
参加者：国際文化学部デザイン文化学科 学生16名

② ワークショップ

a. 北海道当別高等学校

日時：平成26年10月22日(水) 15:15～16:45
場所：北海道当別高校視聴覚室
参加者：美術部9名

2) 催事・イベント

(1) 夏至祭(参加者：3,500名・主催者発表)

当別・レクサンド都市交流協会、当別町と共催
日時：平成26年6月22日(日) 10:00～15:00
場所：スウェーデン交流センター中庭 ほか

(2) ザリガニパーティ(参加者 51名・参加費 700円)

日時：平成26年8月17日(日) 12:00～15:00
場所：スウェーデン交流センター 中庭

(3) スールストロミング試食会(参加者 31名・参加費 700円)

日時：平成26年9月14日(日) 12:00～15:00
場所：スウェーデン交流センター 中庭

(4) SCFクリスマスフェア(入場者総数：261名)

期間：平成26年11月28日(金)～12月25日(木)
場所：スウェーデン交流センター センターホール

① ルシア祭 平成26年12月14日(日)(来場者 70名)

出演：ルイス・ビューランド(当財団職員)他14名

② クリスマスマーケット

期間：平成26年11月28日(金)～12月25日(木)
場所：スウェーデン交流センター センターホール

③ クリスマスクラフト講習会

* 吹きガラス講習会(参加者2名・参加料 2,000円)

日時：平成26年12月6日(土)
場所：スウェーデン交流センター ガラス工芸工房

* クリスマ木工芸講習会(参加者1名・参加料 5,500円)

日時：平成26年12月6日(土)
場所：スウェーデン交流センター 木工芸工房

* クリスマスクラフト講習会(参加者2名・参加料 2,000円)

日時：平成26年12月11日(木)
場所：スウェーデン交流センター 2階

3) 展示会

(1) 「スウェーデンのガラスと絵画」展

交流センター招聘歴代アーティストのガラス作品とレクサンドの画家ステイーナ・スーネソンさんの作品展。
日時：平成26年4月4日(金)～6月16日(月)
場所：スウェーデン交流センター センターホール
入場者：733名

(2) 地域紹介シリーズ3「マルメ」展(夏至祭協賛展示会)

日時：平成26年6月20日(金)～9月24日(水)
場所：スウェーデン交流センター センターホール
入場者：5,959名(夏至祭当日入場者を含む)

(3) ライフパズル展(スウェーデンの子育て、仕事と家庭、男女平等をテーマにしたパネル展)

日時：平成26年9月25日(木)～10月27日(月)
場所：スウェーデン交流センター センターホール
入場者：480名

(4) ハッランド刺繍展(スウェーデン・ハッランド地方の伝統刺繍作家ミラ・ボディロザ・リンドさんの作品展)

日時：平成26年11月1日(土)～11月27日(木)
場所：スウェーデン交流センター センターホール
入場者：318名

(5) 三人展「コントラスト」

アントニア・リンデルさんと当センターガラス作家甲斐裕士、木工芸作家島田晶夫の三人展
日時：平成26年11月1日(土)～11月27日(木)
場所：スウェーデン交流センター センターホール
入場者：318名

(6) ダーラヘスト展(当センター所蔵ヘストを展示)

日時：平成27年2月8日(日)～平成27年6月15日(月)
場所：スウェーデン交流センター センターホール

4) 人的交流支援

- (1) レットヴィークの先生、高校生の視察サポート

2015年、レットヴィークのフェーンホークス高校がインターンシップを予定しており、そのインターンシップ先を選ぶため視察に来日した先生、生徒のサポート。

日 程：平成26年5月23日(金)～平成26年5月28日(水)
訪問先：JAきたいしかり・酪農大学・円山動物園 ほか

- (2) レクサンド高校生2名のインターンシップ受け入れ
日 程：平成26年11月15日(土)～11月21日(金)
場 所：①スウェーデン交流センター 木工房
②当別町内木工房 「樹喜舎」 「旅する木」

5) 講習会、体験教室等

- (1) スウェーデン語会話を楽しむ会(フィーカ)
日 時：毎月最終土曜日 14:00～15:30
参加数：43名(5月～3月) 参加費：500円
- (2) スウェーデン料理教室(スウェーデンの家庭料理)
スウェーデンの代表的家庭料理「サーモンのマリネ」
「ミートボール」「ヤンソンの誘惑」を作成、試食
日 時：平成26年6月21日(土)
場 所：西当別コミュニティセンター
指 導：トミー&ルイス・ビュールンド(父親と娘)
参加者：16名 参加費：2,000円
- (3) ワークショップ「ハンド伝統刺繍」
講 師：ミラ・ボディロザ・リンド(刺繍作家)
日 時：平成26年11月8日(土)
①10:00～13:00 ②14:00～17:00
場 所：スウェーデン交流センター センターホール
参加者：20名(①②各10名) 参加費：5,000円

6) その他(後援・協賛事業)

- (1) 当センター職員のルイス・ビュールンドが他団体からの要請等により、ニッケルハルバ演奏、民族音楽紹介等の活動を行った。
- ①「EUフレンドシップウィーク」に協賛
日 時：平成26年6月6日(金)
場 所：北海道大学付属図書館 2階 メディアコート
主 催：駐日欧州連合代表部・北海道大学付属図書館
- ②「スウェーデン・ウィーク」に参加
日 時：平成26年6月1日(日)～7日(土)
場 所：スウェーデン大使館・国連大学前広場 ほか
主 催：スウェーデン大使館・スウェーデン商工会議所
- ③第1回ユーロフェスに参加
日 時：平成26年8月9日(土)、10日(日)
場 所：代々木公園イベント広場
主 催：ユーロフェス実行委員会
- ④旭川スウェーデン協会交流の夕べにゲスト参加
日 時：平成26年8月26日(火) 18:00～20:00
場 所：旭川グランドホテル 瑞雲の間
主 催：旭川スウェーデン協会
- ⑤関西日本スウェーデン協会のイベントに参加
日 時：平成26年9月20日(土) 17:00～19:30
場 所：神戸北野美術館(神戸市中央区)
主 催：関西日本スウェーデン協会
- ⑥西コミセン シーズンコンサートに参加
日 時：平成26年9月28日(日) 16:00～17:30
場 所：西当別コミュニティセンター(当別町)
主 催：当別町教育委員会・シーズンコンサート実行委員会

2. 広報事業(継続事業2)

- 1) 広報誌「ビョルク」の発行(本誌 2,500部・英文版 250部)
「ビョルク」122号・平成26年4月1日、123号・7月25日
124号・10月1日、125号・平成27年1月1日に発行
- 2) ホームページ・フェイスブックの充実
①フェイスブックでタイムリーな情報を掲載
②ホームページで情報の公開・活動内容等を随時公開
- 3) マスメディア対応

- ① FMノースウェーブ「TIME FOR SWEDEN」出演
②旅雑誌と関連テレビ番組の取材に対応
- 4) 資料の整備 文献の購入

3. 工房事業(継続事業3)

- 1) アーティスト・イン・レジデンス
スウェーデンのガラスアーティストを招聘し、3ヶ月間
当地に滞在し、ガラス工房で自身の作品を創りながら、
セミナー、ワークショップの開催や当センターで作品
の展示会を実施

招聘作家：アントニア・リンデル(ストックホルム在住)
滞在期間：平成26年9月2日～11月末(3ヶ月間)
作品：ボディーアクセサリーや立体モチーフを制作

2) ガラスの作品展

期 間：平成26年7月7日(月)～7月19日(土)
会 場：「手風琴」(札幌市北区あいの里)

3) 体験学習

- (1) 木工教室(講師 島田晶夫)
場 所：スウェーデン交流センター 木工芸工房
実施日：毎月 第2、第4日曜日
回 数：22回 参加者：94名
- (2) 吹きガラス体験教室(講師 甲斐裕士)
場 所：スウェーデン交流センター ガラス工芸工房
実施日：毎週土曜日
回 数：16回 参加者：30名
- (3) 夏至祭 工芸体験教室

*木工制作体験

日 時：平成26年6月22日(日)
場 所：スウェーデン交流センター 木工芸工房
参加者：18名 参加料：500円

*吹きガラス体験

日 時：平成26年6月22日(日)
場 所：スウェーデン交流センター ガラス工芸工房
参加者：12名 参加料：1,500円

4) 電気溶接の導入

ガス溶接の不具合発生時のリスク解消と、高騰する
燃料費(ガス代)のコストダウンを図ることが目的

- (1) 導入費用 6,152千円
(2) 燃料費削減効果 2,928千円/12ヶ月

4. 販売事業(その他事業)

1) ガラス工房、木工の作品の販売

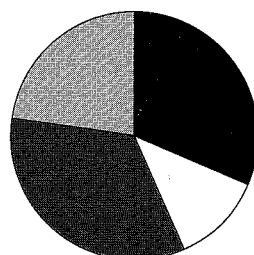
当工房で制作されたガラス作品、木工作品の展示販売。
スウェーデンハウス竣工記念品や当別町「ふるさと納税」
の記念品にも選ばれる。

2) 輸入雑貨の販売

スウェーデンの民芸品ダーラヘストを始めスウェーデン
雑貨等を販売。

【2014年度の収支決算】

総収入は67,495千円、総支出は85,795千円、うち事業費
は80,970千円、管理費は4,825千円で、次期繰越は-18,300
千円となりました。事業費明細はグラフをご覧ください。



2014年度事業費明細
(80,970千円)

■ 交流事業	25,429千円
□ 広報事業	9,711千円
■ 工房事業	27,531千円
■ その他事業	18,299千円

2015(平成27)年度 事業計画

【基本方針】

平成27年度の事業計画は、一般財団法人へ移行して3年目の事業計画として、公益目的支出計画による継続事業(公益事業)の事業内容に基づき、我が国とスウェーデンとの経済的・文化的交流、両国の友好親善を目的に事業を計画実施します。

【継続事業(公益事業)】

- 継続1. スウェーデンとの相互の産業・文化交流等を目的とする派遣及び招聘並びに講演会、研究会、講習会、展示会等の開催事業——(交流事業)
- 継続2. スウェーデンとの相互の産業・文化交流等に関する情報の交換及び図書、その他刊行物の発行事業——(広報事業)
- 継続3. スウェーデンのハンドクラフト技術の普及、日瑞作家同士の交流を目的としたガラス工芸工房及び木材工芸工房の運営——(工房事業)

【その他事業(収益事業)】

その他1. スウェーデンとの相互の産業・文化交流の発展のためのガラス・ウッド・雑貨等の輸入販売並びに工房の作品販売事業——(販売事業)

1. 交流事業

1) セミナー・講演会

2) 催事・イベント

- (1) 第32回夏至祭：平成27年6月21日(日)
- (2) ザリガニ・パーティ：平成27年8月23日(日)
- (3) スールストロミング試食会：平成27年9月27日(日)
- (4) ルシア祭：平成27年12月13日(日)
- (5) その他：他団体と協力してイベントを開催

3) 展示会

- (1) 「ダーラヘスト S C Fコレクション」展
- (2) 「ポスク(復活祭)」
- (3) スウェーデンの地方紹介シリーズ4「ゴットランド」展
- (4) 「分岐点—“ダーラ・グラフィック”はゆく」展
平成27年6月21日(土)～9月30日(水)
- (5) 「マイ・ストーリー・アバウト・スウェーデン」展
平成27年10月3日(土)～11月15日(日)
- (6) 「S C Fクリスマスフェア」
平成27年11月21日(土)～12月25日(金)

4) 人的交流支援

- (1) 日本とスウェーデンの高校相互派遣研修の支援
- (2) スウェーデンの高校生の職業実習受入
- (3) 「国際雪像コンクール」スウェーデンチーム支援
- (4) その他

5) 講習会、体験教室

- (1) 「スウェーデン語会話講座」(春・秋期年二回予定)
- (2) 「スウェーデンに親しみましょう！」(フィーカ)
毎月最終土曜日予定
- (3) 『ポスクエッグを作ろう』
平成27年4月4日(土)
- (4) 「ハッランド刺しゅうキャンプ」
平成27年8月中の2日間(予定)
- (5) スウェーデン料理教室：年1回程度
- (6) 「クリスマス・クラフト講習会」：平成27年11月～12月

(7) アーティスト・イン・レジデンス関連「ワークショップ」
平成27年10月～11月予定

(8) 吹きガラス体験教室(※工房事業)

(9) 木工教室(※工房事業)

6) アーティスト・イン・レジデンス

スウェーデンのハンドクラフトの作家を短期滞在で招聘し、技術交流と、ワークショップ、講演会、作品の展示会などを行う

平成27年10月～11月の2ヶ月間の予定

招聘作家：カール・マグヌス・パーション氏
(カペラゴードンの教授)

7) 交流事業に係るその他項目

- (1) スウェーデンでの現地調査、視察
招聘アーティストとの交渉、インターンシップや交換留学で来日するスウェーデンの学校関係者との打ち合わせのため、販売事業で販売する、スウェーデンの優れた工芸品、民芸品等について調査、情報収集に職員を派遣。
- (2) その他 後援・協賛事業
スウェーデン関係他団体からの依頼・要請に応じて、協力・後援を行う。

2. 広報事業

- 1) 広報誌「ピョルク」(邦文、英文)の発行
- 2) S C Fホームページ、フェイスブックの充実
- 3) 資料の整備
スウェーデンに関する書物の購入、貸出、閲覧の提供
- 4) マスコミ対応
当センターの紹介行い、マスコミに対する広報活動
- 5) S C Fブックレットの発行
ブックレット(邦文・英文)の補充発行を原則に発行

3. 工房事業

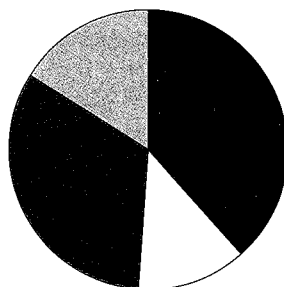
- 1) ガラス工房職員及びスウェーデンの作家等の作品展の実施
- 2) 木工教室、ガラス工芸教室を実施
(1) 吹きガラス体験教室(宙吹きガラス作品制作体験)
- (2) 木工教室
- 3) 展示会の実施
(1) スウェーデンの招聘作家の作品展
- (2) ガラス工房職員の作品展、手風琴(札幌市)で実施

4. 販売事業

その他事業としてガラス工房、木工房での制作品の販売、スウェーデンの優れた雑貨や民芸品を紹介販売

【2015年度の収支予算】

総収入は61,550千円、総支出は79,517千円、うち事業費は75,332千円、管理費は4,185千円で、次期繰越は-17,967千円となりました。事業費明細はグラフをご覧ください。



2015年度事業費明細
(75,332千円)

■ 交流事業	28,922千円
□ 広報事業	9,582千円
■ 工房事業	24,787千円
■ その他事業	12,041千円



司会進行は
川崎一彦東海大学名誉教授



グループに分かれ、
熱い議論を交わす参加者



アダム・ベイェ・スウェーデン大使館、
広報文化担当官

ワークショップ いま日本とスウェーデンが出来ることⅢ

日時：5月23日(土) 15:00～17:30 会場：札幌アспенホテル
主催：一般財団法人スウェーデン交流センター

日本とスウェーデンは1868年に国交樹立をしてから、2018年に150周年を迎えます。2013年に第1回目を開催した「未来のために今 日本とスウェーデンが出来ること」、その3回目のワークショップを2015年5月23日(土)、札幌アспенホテルで開催しました。

今回は、過去に出てきたアイデアを参考に次の5つのグループに分け、6人のリーダーのもとで「日本とスウェーデンが出来ること」をテーマに熱い議論が繰り広げられました。

- ①「食と観光グループ」かとうけいこ氏(まちづくり観光デザインセンター)と生越玲子氏(ホイスコーレ札幌)のお二人、
- ②「高齢者介護について」のグループ 木本明恵(日本スウェーデン福祉研究所)、
- ③「喜んでいただくおもてなし・参加して楽しいおもてなし」のグループ 高橋 尋重氏(北海道・しん・おもてなし研究会)
- ④「教育について」のグループは、西浦和樹氏(宮城県女子大)
- ⑤「持続可能な社会づくり、次世代の幸せのバトンタッチ、ローカルな問題」のグループ 横山 隆氏(北海道大学特任准教授・北海道スウェーデン協会事務局長)

また、冒頭にスウェーデン大使館、広報文化担当官アダム・ベイェさんからご挨拶を戴き、レクサンド市議会前議長、シリアン日本基金理事長のラッセ・ニイゴードさんのビデオでの登場もありました。

提案された「日本とスウェーデンが一緒に出来ること」数々のアイデアがどう具体化されるか、楽しみなひとときでした。(K)

SCF Report 北方圏講座第2回 石塚 耕一 教授 「スウェーデンの文化と教育について」

平成27年5月28日(木)ホテルモントレーエーデルホフ札幌において、東海大学デザイン文化学科石塚耕一教授による「スウェーデンの文化と教育について」の講演会が行われました。

はじめに、今年の9月1日から11日までの11日間、スウェーデンとデンマークへ東海大学の学生16名を引率し、デザインの学習をする「北欧デザインプログラム」について、お話をされました。

今回のプログラムでは、北欧のすぐれた文化を学ぶこと、スウェーデンとデンマークの大学生との交流、海外での作品の発表、主にアニメーションの発表をされるとのことでした。

講演会当日は、学生の方のアニメーション発表もあり、4名の東海大学デザイン文化学科の学生の方からのご挨拶もありました。

「今回の北欧プログラムに参加させていただくことで、北欧では日本とはまた違った文化の集積からくる色彩の分野を中心に今回学ばせていただきたいと思います。」

「今回の、フィールドワークでは日本とは違う環境の建築やインテリアのデザインについて見て、触れて、勉強していきたいと思います。」との熱心な一言をおっしゃっていました。

北欧デザイン
プログラム
参加者



スウェーデンの文化についての紹介では、「どうしてスウェーデンは美しい国なのか？」という歴史的背景についてのご説明がありました。

イギリスの産業革命やアーツ&クラフツ運動などの影響が、知らぬ間に国民の中に定着し、美に対する意識の高さへとつながっているということを知り、今までとは、異なった視点でデザインについて考える機会となりました。

また、教育については、スウェーデンの地域で行う教育システムや教育を生涯教育と考えていることについてのお話があり、1人ひとりの持っている能力をいかに伸ばしていくのかということスウェーデンで大切にしていることが印象に残りました。

石塚教授と東海大学の学生16名の方々が「北欧デザインプログラム」でどのような経験をされるか、とても楽しみです。(K)

*アーツ&クラフツ運動

イギリスの詩人、思想家、デザイナーであるウィリアム・モリス(1834～1896年)が主導したデザイン活動である。美術工芸運動ともいう。

石塚 耕一教授

1955年 足寄町生まれ
1978年 北海道教育大学卒業
2006年 北海道おといねっふ美術工芸高校校長
2009年 北海道松前高校校長
2011年 北海道釧路明輝高校校長

2013年 東海大学教授
専門 メディアアート、メディアデザイン、地域デザイン
石塚先生のblog 学びの森 <http://manabinomo.exblog.jp/>



講演会の様子

レクサンド高校生当センターを訪問

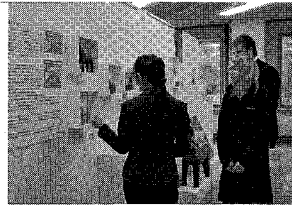
2015年6月4日(木)に姉妹都市であるスウェーデン・レクサンド市のレクサンド高校から北海道当別高校に來校しているニルス・アンダーソン君(17歳)とビーダ・ボーディンさん(17歳)が当交流センター内の施設を見学、吹きガラス体験をされました。(K)



2人とも初めて！吹きガラス体験の様子



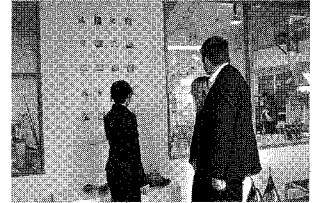
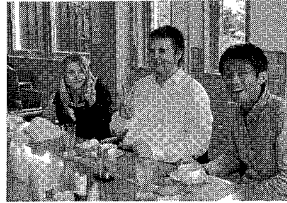
当センター内の展示会の見学をしています。



木工房・ガラス工房内でじっくりお話しされていました。



昼食会ではレクサンド高校の生活についてお話していただきました。



●北海道当別高等学校とスウェーデン・レクサンド高校

北海道当別高等学校は、自然豊かな当別町にあり、創立65周年を迎える高等学校です。当別町とレクサンド市は1987年に姉妹都市となってから今年で28年を迎えます。そして、2013年から当別高校とレクサンド高校は毎年相互に交流を深めています。

～春期スウェーデン語会話講座 Report ～

講師 ルイス・ビュールンド

講師 ルイス・ビュールンド (SCF職員)

日時：4月2日(木)～6月11日(木) 19:00～20:30

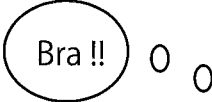
場所：札幌市男女共同参画センター

参加者：6名

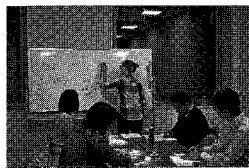
今年は、前年の基礎講座からのレベルアップ編でした。

当センター職員のルイスが講師として、スウェーデン語の動詞を使った文章作りや辞書の引き方といった前回よりもさらにレベルアップした内容で行われました。

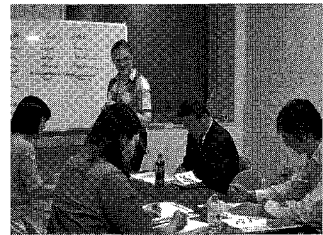
皆さん和気あいあいとした雰囲気の中、楽しみながら学習をされていました。



プリントを使用して、勉強中です。



みなさん真剣です！



ルイスと一緒にFIKAしませんか？

7月・12月を除く毎週最終土曜日
14:00～15:30(90分) 全10回

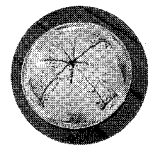
会場 スウェーデン交流センター
センターホール
お相手 ルイス・ビュールンド (SCF職員)
ほか。

参加費 1回 500円
参加費はその都度お支払いください。

☆詳しくはスウェーデン交流センターまで
お問い合わせください！



FIKAの様子



◆ スウェーデン交流センターからのお知らせ ◆

交流センターでのイベントや展示会のお知らせです。ぜひお出かけください。

スウェーデンの夏と言えば、コレ！

ザリガニ・パーティ

交流センター中庭 ※雨天決行！

8月23日(日)12:00~

定員50名(先着順) 参加費700円

北海道と同様に冬が長く厳しい北欧では、待望の夏が来ると人々は屋外に出て、森や湖、海辺で健康的に日焼けをし、短い夏を思いきり楽しみます。

家族やご近所同士でワイワイと集まってザリガニを食べる「ザリガニパーティ」は、過ぎゆく夏の別れを惜しむスウェーデンの8月の風物詩。

今年もスウェーデン交流センターに登場です。ぜひご参加ください！

参加者受付：7月23日(木)スタート！

世界一くさいと言われるスウェーデンの発酵ニシン スールストロミング試食会

9月27日(日)12:00~ 雨天決行 参加費700円 定員30名(先着順)

スールストロミングは8月の第3木曜日に販売が解禁されます。皆様のご期待にお応えし、9月に開催いたします。

世界一臭い食品とは？、未経験のあなた！、勇気を出してぜひご参加ください。

8月27日(木)より、参加受付開始



Vägskäl - Dalagrafik på väg 「分岐点 - "ダーラ・グラフィック"はゆく」

期間：9月30日(水)まで開催中

場所：当センター センターホール

ダーラナゆかりのアーティストたちによるグラフィックアート作品展。ダーラナを代表する現代のアーティストたちによる木版画やリトグラフなどの作品44点を、日本では初めてご紹介します。今回はダーラナの小学生アーティスト2名も出展しており、スウェーデンの若い感性を皆様にご披露します。

同時に、ダーラナ地方にゆかりの深いスウェーデン絵画の巨匠たちの作品もご紹介。スウェーデンの国民的画家と呼ばれ、日本でも人気の高いカール・ラーションや、肖像画や裸婦画で世界的に知られるアンデシュ・ゾーンといった巨匠の作品もご覧いただけます。

「古き良きスウェーデン」が生んだモダンな感性による作品は、新鮮な驚きと発見をもたらす、多くの方にとって「新たなスウェーデン像」となることでしょう。ダーラナにおけるアート、デザインの息吹を感じていただければ幸いです。

お問い合わせ・お申し込みは交流センターまでご連絡ください。(毎週火曜日休館 10:00~16:30)



一般財団法人スウェーデン交流センター 石狩郡当別町スウェーデンヒルズビレッジ2-3-1

TEL 0133-26-2360 FAX 0133-26-2992 info@swedishcenter.or.jp/

気分は北欧生活。

スウェーデンヒルズ Since 1984
Sweden Hills 

札幌郊外の丘に北欧の街並。 スウェーデンヒルズ。

大都市近郊でありながら自然に囲まれた美しい街並。
「人が人らしく、自然と調和して豊かに暮らす」を理想に、
スウェーデンの住環境を再現した住宅地として誕生以来30年。
美しい風景の中で約300家族の暮らしが息づいています。

 0120-242-522 [スウェーデンヒルズ](#)

スウェーデンヒルズウエスト地区レクサンド公園

賛助会員入会のおお願い

一般財団法人スウェーデン交流センターは、ガラス作品や木工作品の制作などを通して多方面での交流を行うとともに、夏至祭、ロシア祭、各種展覧会など、年間を通して様々な催しを行い、スウェーデン文化の紹介を積極的に行なっています。

特に「世界一臭いスウェーデンの発酵にしん」スールストロミングの試食会を毎年開催し、多くの皆様からご好評を頂いております。

これらの催しは、当センターの趣旨にご賛同くださる皆様が賛助会員としてその運営基盤をささえてくださっており、毎回の催し等は、広報誌「ビョルク」にも掲載し、賛助会員の皆様には、年4回ご自宅まで郵送、いち早く情報提供しています。ぜひ賛助会員にご入会下さいませよう、お願いいたします。

賛助個人会員 年会費 ー□ 5,000円

賛助法人会員 年会費 ー□ 20,000円

あ と が き

- 藪長先生に書き下ろしていただいた「北欧5か国における家族政策の相違」。一口に「高福祉の北欧」と云っても、その内容は国それぞれの事情により微妙に異なります。家族政策に視点を当てて、住む人々がより暮らしやすさ求め続けた福祉とは何か、これからも模索は続いていくのでしょうか。
- 第32回の夏至祭。恒例となったリースの行進の先頭は、北広島市からご参加の朝日さんご夫妻。当別ジュニアリーダーの少女たちと一緒に花を添えてくれました。
- 5月23日に開催された当財団理事会・評議員会。昨年の活動と収支決算が報告承認され、今年の事業計画と予算案が了承されました。